

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成29年6月19日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役 牧 貞夫

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

2 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) 新風館 京都市中京区烏丸通姉小路下ル場之町586番2号
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 代表取締役 牧 貞夫 東京都千代田区外神田四丁目14番1号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	未定
大規模小売店舗の新設をする日	平成31年11月1日（予定）
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2,309㎡
駐車場の位置及び収容台数	位 置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 3台
駐輪場の位置及び収容台数	位 置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 116台
荷さばき施設の位置及び面積	位 置 届出書添付図面記載のとおり 面 積 24㎡
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位 置 届出書添付図面記載のとおり 容 量 35.2m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後10時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時30分から午後10時30分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口1箇所，出口1箇所 位 置 届出書添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで

（添付図面は省略）

3 届出年月日

平成29年5月31日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成29年6月19日(月)から同年10月19日(木)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成29年10月19日(木)

(産業観光局商工部商業振興課)